

## 第10章 準備書の記載内容の修正内容

## 第10章 準備書の記載内容の修正内容

環境影響評価書の作成に当たり、準備書について、条例第32条第1項に基づく宮城県知事意見を勘案するなど、準備書の記載事項について検討し修正を加えた。当該事項の修正内容の概要を表10-1に示す。

表 10-1(1) 準備書の記載内容の修正概要 (1/34)

項目	修正前（準備書）	修正後（評価書）	修正理由
第2章 事業計画の概要 2.1 事業の目的 (p2)	～から、黒川郡大和町の採砂場跡地を最有力候補地とした。	～から、黒川郡大和町の採砂場を最有力候補地とした。	事業の進捗により表現が合わなくなったことから
	～最終処分場（以下、「新処分場」という）を最有力候補地に整備するものである。	～最終処分場（以下、「新処分場」という）を整備するものである。	事業の進捗により表現が合わなくなったことから
	～環境保全計画を策定し環境保全目標を定め～	～環境保全計画を策定し目標を定め～	内部協議の結果
2.4 事業の規模等 表 2.4-1 (p8)	注釈 (追記)	※1： <u>廃石綿等とは石綿保温材、けいそう土保温材及びパーライト保温材等をいう。</u>	大和町長意見による
第3章 地域概況 3.1 地域の自然的環境の状況 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 表 3.1.6-1 (p121) 表 3.1.6-3 (p126)	パストラル「縁の郷」 (追記)	※令和6年10月より休業。	準備書以降に施設が休業となったことから
3.2 事業の規模等 図 3.2.1-1 (p129)	—	<u>住宅等の位置を追加表示</u>	大和町長意見による
第5章 調査、予測及び評価手法の選定 5.2 調査、予測及び評価の手法の選定 5.2.1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 (1) (ア) 図 5.2.1-2 (p226) (イ) 図 5.2.1-3 (p232)	—	<u>住宅等の位置を追加表示</u>	大和町長意見による
第6章 環境影響評価の結果 6.1 大気質 6.1.1 現況調査 (3) 図 6.1.1-1 (p300) 6.1.2 予測 (1) 図 6.1.2-1 (p311)	—	<u>住宅等の位置を追加表示</u>	大和町長意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (2) 準備書の記載内容の修正概要 (2/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
6.1.4 評価 (1) (ア) (p353)	<p>② 評価結果                      最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) による大気質への影響を低減するため、環境保全措置として、排出ガス対策型機械の採用のほか、工事の平準化、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る大気質への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00009~0.00029ppm (寄与率=1.8~5.5%)、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m<sup>3</sup> に対して寄与濃度 0.00001mg/m<sup>3</sup> 以下 (寄与率=0.1%未満)、粉じん (降下ばいじん) で現況 0.3~5.6t/k m<sup>2</sup>/30 日に対して発生量 0.018~0.131t/k m<sup>2</sup>/30 日と予測された。本事業においては、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る大気質への影響を低減させるため、排出ガス対策型機械の採用のほか、工事の平準化、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による
(2) (ア) (p354)	<p>② 評価結果                      最終処分場の設置の工事 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による大気質への影響を低減するため、環境保全措置として、工事の平準化、作業員への教育等のほか、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) に係る大気質への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00008~0.00025ppm (寄与率=1.3~4.5%)、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m<sup>3</sup> に対して寄与濃度 0.00000mg/m<sup>3</sup> 未満 (寄与率=0.1%未満) と予測された。本事業においては、最終処分場の設置の工事 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による大気質への影響を低減させるため、工事の平準化、車両の点検・整備等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による
(3) (ア) (p355)	<p>② 評価結果                      廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による大気質への影響を低減するため、環境保全措置として、即日覆土の実施、散水の実施等のほか、排出ガス対策型機械の採用、作業員への教育等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図ることから、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) に係る大気質への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00010ppm 以下 (寄与率=2%以下)、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m<sup>3</sup> に対して寄与濃度 0.00000mg/m<sup>3</sup> 以下 (寄与率=0.1%未満)、粉じん で現況 0.3~5.6t/km<sup>2</sup>/30 日に対して発生量 0.0003~0.060t/km<sup>2</sup>/30 日と予測された。本事業においては、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) に係る大気質への影響を低減させるため、即日覆土の実施、散水の実施等のほか、排出ガス対策型機械の採用、作業員への教育等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (3) 準備書の記載内容の修正概要 (3/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
(4) (ア) (p356)	② 評価結果 廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による大気質への影響を低減するため、環境保全措置として、搬入出時間の調整等、車両の点検・整備等のほか、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図ることから、廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) に係る大気質への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00007~0.00019ppm (寄与率=1.1~3.4%)、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m <sup>3</sup> に対して寄与濃度 0.00000mg/m <sup>3</sup> 未満 (寄与率=0.1%未満) と予測された。本事業においては、廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) に係る大気質への影響を低減させるため、搬入出時間の調整等、車両の点検・整備等のほか、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
6.2 騒音・低周波音 6.1 大気質 6.2.1 現況調査 (3) 図 6.2.1-1 (p359)	—	住宅等の位置を追加表示	大和町長意見による
(5) (イ) 表 6.2.1-7 (p363)	環境基準 昼間 60dB 夜間 50dB  注釈 ※2: ~周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。	昼間 55dB 夜間 45dB  ※2: ~保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。	知事意見による 知事意見による
表 6.2.1-8 (p363)	注釈 ※2, ※3: ~地域であるが、周辺状況から相当数の住居と併せて~	※2, ※3: ~地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて~	知事意見による
6.2.2 予測 (1) 図 6.2.2-2 (p366)	—	住宅等の位置を追加表示	大和町長意見による
(2) 表 6.2.2-4 (p370)	環境基準 60dB  注釈 ※2: ~地域であるが、周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。	55dB  ※2: ~地域であるが、保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。	知事意見による 知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (4) 準備書の記載内容の修正概要 (4/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
6.2 騒音・低周波音 2) (ウ) 図 6.2.2-6 (p372) (オ) 図 6.2.2-9 (p378) (3) (オ) 図 6.2.2-10 (p382)	-	<u>住宅等の位置を追加表示</u>	大和町長意見による
表 3.2.2-10 (p380)	注釈 ※5, ※6: ~地域であるが、 <u>周辺状況から相当数の住居と併せて~</u>	※5, ※6: ~地域であるが、 <u>沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて~</u>	知事意見による
(カ) 表 6.2.2-17 (p390)	基準値 60dB (注釈※3に係る部分のみ)  注釈 ※3: ~地域であるが、周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。	<u>55dB</u> (注釈※3に係る部分のみ)  ※3: ~地域であるが、 <u>保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。</u>	知事意見による
表 6.2.2-18 (p390)	基準値 50dB (注釈※4に係る部分のみ)  注釈 ※4: ~地域であるが、周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。	<u>45dB</u> (注釈※4に係る部分のみ)  ※4: ~地域であるが、 <u>保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。</u>	知事意見による
表 6.2.2-19 (p391)	環境基準 昼間 60dB 夜間 50dB  注釈 ※2: ~地域であるが、周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。	昼間 <u>55dB</u> 夜間 <u>45dB</u>  ※2: ~地域であるが、 <u>保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。</u>	知事意見による
(4) (オ) 図 6.2.2-13 (p394)	-	<u>住宅等の位置を追加表示</u>	大和町長意見による
表 6.2.2-22 (p395)	注釈 ※4, ※5: ~地域であるが、 <u>周辺状況から相当数の住居と併せて~</u>	※4, ※5: ~地域であるが、 <u>沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて~</u>	知事意見による
6.2.3 環境保全措置 (2) (p397)	(環境保全措置の追加)	<u>町道沿線の住宅への対策: 搬入路となっている町道沿線の住宅に対して、必要に応じ騒音対策のための工事を実施する。</u>	審査会意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (5) 準備書の記載内容の修正概要 (5/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
表 6.2.3-2 (p397)	(実施項目の追加)	町道沿線への住宅への対策工事の実施	審査会意見による
(4) (p399)	(環境保全措置の追加)	町道沿線の住宅への対策: 搬入路となっている町道沿線の住宅に対して、必要に応じ騒音対策のための工事を実施する。	審査会意見による
表 6.2.3-4 (p399)	(実施項目の追加)	町道沿線への住宅への対策工事の実施	審査会意見による
6.2.4 評価 (1) (7) (p400)	② 評価結果 最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)による騒音への影響を低減するため、環境保全措置として、低騒音型建設機械の採用のほか、工事の平準化、改変部の最小化等を行うことにより、騒音の抑制及び影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る騒音への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 43.6dB に対し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音は 43.8~47.3dB であり、工事中等価騒音レベルは 47~49dB になるものと予測された。本事業においては、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る騒音への影響を低減させるため、低騒音型建設機械の採用のほか、工事の平準化、改変部の最小化等を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
(2) (7) (p401)	② 評価結果 最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による騒音への影響を低減するため、環境保全措置として、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育等を行うことにより、騒音の抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る騒音への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 62.4~73.4dB に対し、工所用車両の走行に伴う騒音レベルの増分は 0.1dB 未満~2.6dB であり、工事中等価騒音レベルは 65.0~73.5dB と予測された。本事業においては、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る騒音への影響を低減させるため、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育、町道沿線の住宅への対策工事を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
(3) (7) (p402)	② 評価結果 廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働: 水処理施設の稼働を含む)による騒音への影響を低減するため、環境保全措置として、低騒音型建設機械の採用、稼働時間の短縮等のほか、作業員への教育を行うことにより、騒音の抑制及び影響の低減を図ることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働: 水処理施設の稼働を含む)に係る騒音への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働: 水処理施設の稼働を含む)による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル昼間 44dB (夜間 40dB) に対し、廃棄物の埋立てに伴い発生する騒音は昼間 31.5~35.0dB (夜間 22.7~25.6dB) であり、供用後の等価騒音レベルは昼間 44.2~44.5dB (夜間 40.1dB) と予測された。本事業においては、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働: 水処理施設の稼働を含む)に係る騒音への影響を低減させるため、低騒音型建設機械の採用、稼働時間の短縮等のほか、作業員への教育を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (6) 準備書の記載内容の修正概要 (6/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
(4) (ア) (p403)	② 評価結果 廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による騒音への影響を低減するため、環境保全措置として、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備を行うことにより、騒音の抑制を図ることから、 <u>廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) に係る騒音への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</u>	廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 62.4~73.4dB に対し、 <u>廃棄物等の運搬車両の運行に伴う騒音レベルの増分は 0.1dB 未満~2.1dB であり、供用後の等価騒音レベルは 64.5~73.5dB と予測された。</u> 本事業においては、 <u>廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) に係る騒音への影響を低減させるため、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備、町道沿線の住宅への対策工事を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u>	知事意見による
6.3 振動 6.3.1 現地調査 (3) 図 6.3.1-1 (p406) 6.3.2 予測 (1) 図 6.3.2-2 (p413) (2) (ウ) 図 6.3.2-7 (p419) (オ) 図 6.3.2-10 (p424) (3) 図 6.3.2-11 (p427) (4) 図 6.3.2-13 (p433)	-	住宅等の位置を追加表示	大和町長意見による
6.3.2 予測 (2) (カ) 表 6.3.2.-7 (p425)	※3: ~地域であるが、 <u>周辺状況から相当数の住居と併せて~</u>	※3: ~地域であるが、 <u>沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて~</u>	知事意見による
(4) (カ) 表 6.3.2.-15 (p434)	※3: ~地域であるが、 <u>周辺に住居等が立地していることから、参考として~</u>	※3: ~地域であるが、 <u>保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考として~</u>	知事意見による
6.3.4 評価 (1) (ア) (p439)	② 評価結果 最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) による振動への影響を低減するため、環境保全措置として、 <u>低振動型の建設機械の採用のほか、工事の平準化、作業員への教育等を行うことにより、振動の抑制及び影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</u>	最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) による振動への影響は、 <u>最寄りの民家及び集落に伝搬する過程で十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいと予測された。</u> 本事業では、 <u>最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る振動への影響を低減させるため、低振動型の建設機械の採用のほか、工事の平準化、作業員への教育等を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u>	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (7) 準備書の記載内容の修正概要 (7/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
(2) (7) (p440)	② 評価結果 最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による振動への影響を低減するため、環境保全措置として、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制を図ることから、 <u>最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</u>	最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による振動への影響は、現況の振動レベル43.3~56.6dBに対し、工事中の振動レベルは46.6~56.6dBと予測された。本事業では、 <u>最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る振動への影響を低減するため、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u>	知事意見による
(3) (7) (p441)	② 評価結果 廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による振動への影響を低減するため、環境保全措置として、稼働時間の短縮、機械の点検・整備のほか、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制及び影響の低減を図ることから、 <u>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</u>	廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による振動への影響は、最寄りの民家及び集落に伝搬する過程で十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいと予測された。本事業では、 <u>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る振動への影響を低減するため、稼働時間の短縮、機械の点検・整備のほか、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u>	知事意見による
(4) (7) (p442)	② 評価結果 廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)による振動への影響を低減するため、環境保全措置として、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備を行うことにより、振動の抑制を図ることから、 <u>廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)に係る振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</u>	廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)による振動への影響は、現況の振動レベル43.3~56.6dBに対し、廃棄物等の運搬車両の運行に伴う振動レベルの増分は0.1~3.5dBであり、供用後の振動レベルは46.8~56.7dBと予測された。本事業では、 <u>廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)に係る振動への影響を低減するため、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u>	知事意見による
6.4 悪臭 6.4.3 環境保全措置 (p448)	・ガス抜き管の設置：ガス抜き管を設置し、埋立地内部を準好気性状態に保ち、腐敗性ガスの発生抑制に努める。	(削除)	内部協議の結果
表 6.4.3.-1 (p448)	実施項目：ガス抜き管の設置	(削除)	内部協議の結果
6.4.4 評価 (1) (7) (p449)	② 評価結果 廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による悪臭の影響を低減するため、環境保全措置として、 <u>廃棄物の受入制限、即日覆土の実施、ガス抜き管の設置のほか、覆土後の転圧実施等により、悪臭の発生抑制が図られていることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る悪臭の影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。</u>	廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による悪臭の影響は、現況の臭気指数10未満~12に対し、 <u>現処分場における敷地境界での現地調査結果が臭気指数10未満となり、埋立面積や埋立容量が現処分場より小さい本事業における悪臭の発生は、現処分場と同程度か少ないものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る悪臭の影響を低減するため、廃棄物の受入制限、即日覆土の実施、覆土後の転圧実施等を行うことにより、悪臭の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u>	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。



表 10-1 (8) 準備書の記載内容の修正概要 (8/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
6.5 水質 (水の濁り) 6.5.4 評価 (1) (7) (p461)	② 評価結果 最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による水質(水の濁り)への影響を低減するため、環境保全措置として、仮設沈殿槽の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(水の濁り)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による水質(水の濁り)への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて大半が裸地部となっていることや土地の改変量を最小限とする計画としていることから、現況から大きく変化しないものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(水の濁り)への影響を低減させるため、仮設沈殿槽の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
(2) (7) (p461)	② 評価結果 廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による水質(水の濁り)への影響を低減するため、環境保全措置として、雨水集排水施設の設置、仮堰堤の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図ることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る水質(水の濁り)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による水質(水の濁り)への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて日常的に重機が稼働しており、埋立・覆土用機械の稼働台数等と大きく変わらないことから、現況から大きく変化しないものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る水質(水の濁り)への影響を低減するため、雨水集排水施設の設置、仮堰堤の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
6.6 水質(有害物質) (5) (イ) ① (p466)	~76%を占め、焼却由来のダイオキシンを示す同族体・異性体の分布となっていないことから、農薬由来のダイオキシンであると判断した。	~76%を占めた。廃棄物の焼却由来であれば、色々な物質が満遍なく検出されるが、農薬由来であれば特定の物質が多く検出される傾向となっており、今回の検査結果でも、農薬由来に特徴的な物質が多く検出された。過去に使用されたと推察される農薬(除草剤)の一種であるCNP(クロロニトロフェン)、PCP(ペンタクロロフェノール)に含まれていた不純物に由来すると推測した。	審査会への説明資料による
表 6.6.1-7 (1) 及び表 6.6.1-7 (2) (p466, 467)	「4 浮遊粒子状物質(SS)」	「4 浮遊物質(SS)」	誤植
6.6.4 評価 (1) (7) (p472)	② 評価結果 最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による水質(有害物質)への影響を低減するため、環境保全措置として、仮設沈砂槽の設置を行うことにより、有害物質の流出抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(有害物質)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による水質(有害物質)への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて大半が裸地部となっていることや土地の改変量を最小限とする計画としていることから、現況から大きく変化しないものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(有害物質)への影響を低減するため、仮設沈砂槽の設置を行うことにより、有害物質の流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (9) 準備書の記載内容の修正概要 (9/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
6.7 地下水の水質、水位及び流れ 6.7.4 評価 (1) (7) (p482)	<p>② 評価結果 最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、環境保全措置として、工事中の揚水・排水の抑制を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮することから、最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) に係る地下水の水位及び流れへの影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による地下水の水位及び流れへの影響は、地下水の水位が工事による最深掘削深度より低い位置に存在していることから、工事の実施が地下水の低下や地下水の流れの疎外となることは無いものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) に係る地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、工事中の揚水・排水の抑制等を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮するといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による
(2) (7) (p482)	<p>② 評価結果 最終処分場の存在による地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、環境保全措置として、地下への雨水供給の実施を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮することから、最終処分場の存在に係る地下水の水位及び流れへの影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の存在による地下水の水位及び流れへの影響は、埋立地や施設設置部分からの地下水涵養量は減少するものの、周辺部の樹林等は改変しないこと、調査結果から区域内の地下水水位と降水量の相関が見られなかったことから、地下水涵養量の減少による地下水水位の変動は小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の存在に係る地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、地下への雨水供給の実施を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮するといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による
6.8 地形及び地質 6.8.4 評価 (1) (7) (p501)	<p>② 評価結果 最終処分場の存在による地盤の安定性への影響を低減するため、環境保全措置として、改変量の最小化、洗堀防止対策を行うことにより、地盤の安定性の確保を図ることから、最終処分場の存在に係る地盤の安定性への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の存在による地盤の安定性への影響は、調査結果から対象事業実施区域は安定した地質構造をもつと判断されること、現在土砂採取場として利用されている現況地形を活かし、土地の改変量を最小限とする計画としていること等から、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の存在に係る地盤の安定性への影響を低減するため、改変量の最小化、洗堀防止対策を行うことにより、地盤の安定性の確保を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による
6.9 土壌汚染 6.9.4 評価 (1) (7) (p509)	<p>② 評価結果 最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による土壌汚染の影響を低減するため、環境保全措置として、散水の実施、既設沈砂池等の活用等を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図ることから、最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) に係る土壌汚染の影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による土壌汚染の影響は、対象事業実施区域内における土壌の分析結果が全て環境基準を満足していたことから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) に係る土壌汚染の影響を低減するため、散水の実施、既設沈砂池等の活用等を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (10) 準備書の記載内容の修正概要 (10/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
(2) (7) (p509)	② 評価結果 廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による土壌汚染の影響を低減するため、環境保全措置として、覆土材の管理、即日覆土の実施、悪天候時の搬入規制を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図ることから、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による土壌汚染の影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による土壌汚染の影響は、覆土に汚染土壌を使用しないことから、小さいものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による土壌汚染の影響を低減するため、覆土材の管理、即日覆土の実施、悪天候時の搬入規制を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
6.10 動物 表 6.10.1-6 (4) (p513)	地点 St. 1~St. 15	地点 St. 1~St. 19	追加地点記載漏れ
図 6.10.1-1 (4) (p517)	地点 St. 1~St. 15	地点 St. 1~St. 19	追加地点記載漏れ
6.10.3 環境保全措置 (3) 表 6.10.3-3 (p655)	～場内では 20km/h 以下の～	～場内では 30km/h 以下の～	誤記
6.10.4 評価 (1) (7) (p656)	② 評価結果 予測の結果、最終処分場の設置の工事による動物への影響は小さいものと予測された。 また、環境保全措置として、低騒音型機械の採用、濁水の流出対策等を行うことにより、動物への影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されていると評価する。	最終処分場の設置の工事による動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないこと、水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることなどから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、低騒音型機械の採用、濁水の流出対策等を行うといった環境保全措置を行う。	知事意見による
(2) (7) (p656)	② 評価結果 予測の結果、最終処分場の存在による動物への影響は小さいものと予測された。 また、環境保全措置として、侵入防止柵の設置、鳥類の衝突の防止対策等を行うことにより、動物への影響の低減を図ることから、最終処分場の存在に係る動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られていると評価する。	最終処分場の存在による動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないこと、水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、施設の夜間照明を必要最低限とすることなどから、小さいものと予測された。 本事業では、最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、侵入防止柵の設置、鳥類の衝突の防止対策等を行うといった環境保全措置を行う。	知事意見による
(3) (7) (p656)	② 評価結果 予測の結果、廃棄物の埋立てによる動物への影響は小さいものと予測された。 また、環境保全措置として、廃棄物の即日覆土の実施や侵入防止柵の設置、低騒音型建設機械の採用等を行うことにより、動物への影響の低減を図ることから、廃棄物の埋立てに係る動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られていると評価する。	廃棄物の埋立てによる動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないことや水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることなどから、小さいものと予測された。 本事業では、最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、廃棄物の即日覆土の実施や侵入防止柵の設置、低騒音型建設機械の採用等を行うといった環境保全措置を行う。	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (11) 準備書の記載内容の修正概要 (11/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
6.11 植物 表 6.11.2-2 (2) 予測結果 (p714)	<p>最終処分場の存在による影響 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられる。道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされており(亀山, 1976*), 変更区域から 30m 以内の地点に生育する個体が確認されているが, 直近の変更区域は, 現況地形を改変するものではなく, 建物が立地するものでもないことから, 本種の生育環境への影響は小さいものと予測する。</p> <p>注釈 *亀山 章: 道路建設による周辺植生への影響—総説—, 応用植物社会学研究, 5号, 75-90, 1976</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられる。本種の確認地点である 3 箇所内のうち, 対象事業実施区域内 2 箇所の沈砂池は, 近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく, 樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから, 日照条件が変化することはない。変更区域の土地利用変化はあるが, 沈砂池に流入する水量についてはほとんど変化しないことから, 水分条件の変化もなく, 本種への生育環境への影響は少ないと予測する。</p> <p>(削除)</p>	<p>知事意見による</p> <p>知事意見による</p>
表 6.11.2-2 (6) 予測結果 (p717)	<p>最終処分場の存在による影響 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされている(亀山, 1976*)ことや, 本種の確認地点である湿地は, 変更区域が集水域外であることから, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p> <p>注釈 *亀山 章: 道路建設による周辺植生への影響—総説—, 応用植物社会学研究, 5号, 75-90, 1976</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 本種の確認地点であるため池周辺の湿地は, 近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく, 樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから, 日照条件が変化することはない。また, 変更区域が湿地の集水域外であり, 対象事業実施区域からの排水が流入することはないことから, 水分条件の変化もなく, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p> <p>(削除)</p>	<p>知事意見による</p> <p>知事意見による</p>
表 6.11.2-2 (7) 予測結果 (p718)	<p>最終処分場の存在による影響 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされている(亀山, 1976*)ことや, 本種の確認地点である湿地は, 変更区域が集水域外であることから, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p> <p>注釈 *亀山 章: 道路建設による周辺植生への影響—総説—, 応用植物社会学研究, 5号, 75-90, 1976</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 本種の確認地点であるため池周辺の湿地は, 近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく, 樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから, 日照条件が変化することはない。また, 変更区域が湿地の集水域外であり, 対象事業実施区域からの排水が流入することはないことから, 水分条件の変化もなく, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p> <p>(削除)</p>	<p>知事意見による</p> <p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (12) 準備書の記載内容の修正概要 (12/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>表 6.11.2-2 (8) 予測結果 (p719)</p>	<p>最終処分場の存在による影響 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされていることから(亀山, 1976*), 事業の実施による日照条件や水分条件の変化はないと考えられる。よって、事業の実施が本種に与える影響はないものと予測する。</p> <p>注釈 *亀山 章：道路建設による周辺植生への影響—総説—, 応用植物社会学研究, 5号, 75-90, 1976</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、本種の確認地点であるため池周辺の湿地は、近傍の改変区域で地形改変を行うものでなく、樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから、日照条件が変化することはない。また、対象事業実施区域外 2 箇所の湿地は、改変区域が湿地の集水域外であり、対象事業実施区域からの排水が流入することはないことから、水分条件の変化もなく、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。対象事業実施区域内 1 箇所の湿地は、改変区域から流入する水量が変化する可能性があるが、地形改変量は小さく、舗装も一部であることから、水分条件の変化は小さく、本種の生育環境に与える影響は小さいものと予測する。</p> <p>(削除)</p>	<p>知事意見による</p> <p>知事意見による</p>
<p>表 6.11.2-2 (11) 予測結果 (p721)</p>	<p>最終処分場の存在による影響 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされている(亀山, 1976*)ことや、本種の確認地点は、改変区域より標高の高い尾根上であることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p> <p>注釈 *亀山 章：道路建設による周辺植生への影響—総説—, 応用植物社会学研究, 5号, 75-90, 1976</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、本種の確認地点のうち 2 箇所は、改変区域より標高の高い尾根上であること、1 箇所は改変区域から十分離れていることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p> <p>(削除)</p>	<p>知事意見による</p> <p>知事意見による</p>
<p>6.11.4 評価 (1) (7) (p723)</p>	<p>② 評価結果 予測の結果、最終処分場の設置の工事による植物への影響は小さいものと予測された。また、環境保全措置として、仮置き土砂のシート等による被覆、既存の沈砂池の活用等を行うことにより、植物への影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る植物への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による植物への影響は、重要種の確認地点が全て改変区域外であること、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることや沈砂池等をそのまま利用する計画としていることなどから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による植物への影響を低減するため、仮置き土砂のシート等による被覆、既存の沈砂池の活用等を行うといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (13) 準備書の記載内容の修正概要 (13/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
(2) (7) (p723)	<p>② 評価結果 予測の結果、最終処分場の存在による植物への影響はない、または小さいものと予測された。また、環境保全措置として、<u>変量の最小化を行うことにより、植物への影響の低減を図ることから、最終処分場の存在に係る植物への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。</u></p>	<p>最終処分場の存在による植物への影響は、生育地が<u>変更区域や建物から十分離れていること</u>や樹林を伐採しないことなどから、日照条件の変化はないものと予測された。また、生育地が<u>変更区域の集水域外に位置していること</u>や既存の沈砂池により濁水の直接的な影響がないことなどから、水分条件の変化は小さいまたはないものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による植物への影響を低減するため、<u>変量の最小化を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	知事意見による
6.12.2 予測 (1) (7) (p743) (1) (9) (p743)	～回避しやすい <u>20km/h</u> 以下～	～回避しやすい <u>30km/h</u> 以下～	誤記
6.12.3 環境保全措置 (1) 表 6.12.3-1 (p744) (3) 表 6.12.3-3 (p745)	～場内では <u>20km/h</u> 以下～	～場内では <u>30km/h</u> 以下～	誤記
6.12.4 評価 (1) (7) (p746)	<p>② 評価結果 予測の結果、最終処分場の設置の工事による生態系への影響は小さいものと予測された。 また、環境保全措置として、<u>低騒音型の建設機械の採用、車両運転者への指導等を行うことにより生態系への影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る生態系への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。</u></p>	<p>最終処分場の設置の工事による生態系への影響は、<u>上位性 (オオタカ) については、営巣中心域を改変しないこと及び高度利用域の土地利用についてもほとんど改変しないこと</u>、工事箇所は営巣場所から直接視認できないこと、<u>典型性 (草地性鳥類：ホオジロ) については、対象事業実施区域内の草地・低木林の 36.7% を改変するものの同様の環境が周辺に広く存在すること</u>などから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事による生態系への影響を低減するため、<u>低騒音型の建設機械の採用、車両運転者への指導等を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	知事意見による
(2) (7) (pp746)	<p>② 評価結果 予測の結果、最終処分場の存在による生態系への影響は小さいものと予測された。また、環境保全措置として、<u>屋外のゴミ置き場の管理の徹底、鳥類の衝突防止対策を行うことにより生態系への影響の低減を図ることから、最終処分場の存在に係る生態系への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。</u></p>	<p>最終処分場の存在による生態系への影響は、<u>上位性 (オオタカ) については、高度利用域の土地利用や利用形態がほとんど変わらないこと</u>、<u>典型性 (草地性鳥類：ホオジロ) については、対象事業実施区域内の草地・低木林の 36.7% を改変するものの同様の環境が周辺に広く存在すること及び調査結果から餌資源は対象事業実施区域外のほうが区域内よりも豊富であると推察されること</u>から、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事による生態系への影響を低減するため、<u>廃棄物等の管理徹底、鳥類の衝突防止対策を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (14) 準備書の記載内容の修正概要 (14/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
(3) (7) (pp746)	② 評価結果 予測の結果、廃棄物の埋立てによる生態系への影響は小さいものと予測された。 また、環境保全措置として、車両運転手への指導、関係者への立ち入り制限、屋外のゴミ置き場の管理徹底等を行うことにより生態系への影響の低減を図ることから、廃棄物の埋立てに係る生態系への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。	廃棄物の埋立てによる生態系への影響は、上位性(オオタカ)については、営巣場所から埋立箇所は直接視認できないこと、典型性(草地性鳥類:ホオジロ)については、埋め立て運搬作業時の各種の配慮を行うことから、小さいものと予測された。本事業においては、廃棄物の埋立てによる生態系への影響を低減させるため、廃棄物運搬車両等の運転手への教育、廃棄物等の管理徹底等を行うといった環境保全措置を行う。	知事意見による
6.13 景観 表 6.13.1-7(4) 眺望地点の利用状況 (p752)	(追記)	※パストラル「縁の郷」は令和6年10月1日から休業となった。	準備書以降に施設が休業となったことから
表 6.13.2-2 (p755)	注釈 (追記)	※1: St2 は、令和5年6月にて閉鎖されたが、令和6年10月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。  ※2: St4 は、令和6年10月から休業となったが、令和6年10月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。	審査会意見による  準備書以降に施設が休業となったことから
6.13.4 評価 (1) (7) (p765)	② 評価結果 最終処分場の存在による景観への影響を低減するため、環境保全措置として、周辺樹林の残置、構造物の形状等の配慮を行うことにより、対象事業実施区域の施設等の視認性に配慮していることから、最終処分場の存在に係る景観への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の存在による景観への影響は、眺望点から対象事業実施区域を視認できないことから、眺望景観の変化が生じないと予測された。本事業においては、眺望の変化が生じないことから影響は回避されていると評価されるが、最終処分場の存在による景観への影響をより低減するため、周辺樹林の残置、構造物の形状等の配慮を行うことにより、対象事業実施区域の施設等の視認性に配慮するといった環境保全措置を行う。	知事意見による
6.14 人と自然との触れ合いの活動の場 表 6.14.2-1 利用状況 (p777)	(追記)	※パストラル「縁の郷」は令和6年10月1日から休業となった。	準備書以降に施設が休業となったことから
表 6.14.2-1 (p783)	St1 ～運行経路が調査地点の前面道路の町道小鶴沢線を通すが、利用者のほとんどは～	～運行経路である県道利府松山線から約0.95km離れた町道小鶴沢線沿いに立地している。利用者のほとんどは～	誤記
表 6.14.2-2 (p785)	St2 ～運行経路が調査地点の前面道路の町道小鶴沢線を通すが、利用者のほとんどは～	～運行経路である県道利府松山線から約0.7km離れた町道小鶴沢線沿いに立地している。利用者のほとんどは～	誤記

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (15) 準備書の記載内容の修正概要 (15/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
6.14.4 評価 (1) (7) (p787)	<p>注釈 (追記)</p> <p>② 評価結果 最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、環境保全措置として、作業員への教育、工事の平準化、車両の点検・整備を行うことにより、周辺交通への影響低減を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>※1: St2は、令和5年6月にて閉鎖されたが、令和6年10月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。</p> <p>※2: St4は、令和6年10月から休業となったが、令和6年10月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。</p>	<p>審査会意見による</p> <p>準備書以降に施設が休業となったことから</p>
(2) (7) (p787)	<p>② 評価結果 最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、環境保全措置として、作業員への教育、工事の平準化、車両の点検・整備を行うことにより、周辺交通への影響低減を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、主要な運搬経路から離隔があること、歩道が整備されていることなどから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、作業員への教育、工事の平準化等を行うことにより、周辺交通への影響低減を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
6.15 廃棄物等 6.15.4 評価 (1) (7) (p794)	<p>② 評価結果 廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、環境保全措置として、廃棄物運搬車両等の運転手への教育、搬入時間の平準化を行うことにより、周辺交通への影響低減を図ることから、廃棄物の埋立てに係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、主要な運搬経路から離隔があること、歩道が整備されていることなどから、小さいものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、廃棄物運搬車両等の運転手への教育、搬入時間の平準化を行うことにより、周辺交通への影響低減を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
6.15 廃棄物等 6.15.4 評価 (1) (7) (p794)	<p>② 評価結果 最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による廃棄物等の影響を低減するため、環境保全措置として、掘削範囲の最小化、建設発生土の場内利用等を行うことにより、廃棄物の発生抑制及び再資源化、環境負荷の低減に資する資材の利用を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る廃棄物等の影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による建設発生土の発生量は384,205m<sup>3</sup>であり、そのうち造成工事等で75,961m<sup>3</sup>、供用開始後の覆土材として158,084m<sup>3</sup>を活用する予定である。また、産業廃棄物の発生量は約1,085tであり、アスファルトコンクリートが約622tを占めるものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による廃棄物等の影響を低減するため、掘削範囲の最小化、建設発生土の場内利用等を行うことにより、廃棄物の発生抑制及び再資源化、環境負荷の低減に資する資材の利用を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。



表 10-1 (16) 準備書の記載内容の修正概要 (16/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
6.16 温室効果ガス 6.16.4 評価 (1) (7) (pp812)	<p>② 評価結果 最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による廃棄物等の影響を低減するため、環境保全措置として、掘削範囲の最小化、建設発生土の場内利用等を行うことにより、廃棄物の発生抑制及び再資源化、環境負荷の低減に資する資材の利用を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る廃棄物等の影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による二酸化炭素排出量は、約 4,053tCO<sub>2</sub>と予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による温室効果ガスの影響を低減するため、排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
(2) (7) (p812)	<p>② 評価結果 最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による温室効果ガスの影響を低減するため、環境保全措置として、排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) に係る温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による年間の二酸化炭素排出量は、約 123tCO<sub>2</sub>と予測された。本事業では、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による温室効果ガスの影響を低減するため、排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
(3) (7) (p812)	<p>② 評価結果 廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による温室効果ガスの影響を低減するため、環境保全措置として、排出ガス対策型建設機械の使用、省エネルギー運転の実施、機械・車両の点検整備の励行等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図ることから、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) に係る温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て (水処理施設の稼働) による年間のメタン排出量は、約 0.118CH<sub>4</sub>と予測された。本事業では、廃棄物の埋立て (水処理施設の稼働) による温室効果ガスの影響を低減するため、設備機器の清掃点検の徹底、ガス抜き管設置によるメタン発酵抑制等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
(4) (7) (p813)	<p>② 評価結果 本事業の実施に伴う温室効果ガスの影響を低減するため、環境保全措置として、アイドリングストップの励行、車両や機器の点検清掃の徹底、省エネスタイルでの勤務や冷暖房エネルギーの削減等を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図ることから、施設運営に係る温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>施設運営 (従業員の通勤車両等) による二酸化炭素排出量は、約 14tCO<sub>2</sub>と予測された。本事業では、施設運営による温室効果ガスの影響を低減するため、アイドリングストップの励行、車両や機器の点検・整備、省エネの励行を行うことにより、温室効果ガスの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
6.17 放射線の量 6.17.1 現況調査 (5) 調査結果 (4)① 1) 表 6.17.1-9 (p821)	<p>注釈 (追記)</p>	<p>※測定時の検出下限値は 0.01 <math>\mu</math>Sv/h である。</p>	<p>審査会意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (17) 準備書の記載内容の修正概要 (17/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
2) 表 6.17.1-10 (p821)	注釈 (追記)	<u>※測定時の検出下限値は 0.52～1.1Bq/kg の範囲である。</u>	審査会意見による
	<u>※「不検出」は、検出限界未満であることを示す。</u>	<u>※「不検出」は、測定結果が検出下限値 (ゲルマニウム半導体検出器による検出下限値) 未満であることを示す。</u>	審査会意見による
② 1) 表 6.17.1-11 (p822)	注釈 (追記)	<u>※測定時の検出下限値は 0.38～0.71Bq/kg の範囲である。</u>	審査会意見による
	<u>※「不検出」は、検出限界未満であることを示す。</u>	<u>※「不検出」は、測定結果が検出下限値 (ゲルマニウム半導体検出器による検出下限値) 未満であることを示す。</u>	審査会意見による
2) 表 6.17.1-12 (p822)	注釈 (追記)	<u>※測定時の検出下限値は 4.1～5.7 Bq/kg の範囲である。</u>	審査会意見による
	<u>※「不検出」は、検出限界未満であることを示す。</u>	<u>※「不検出」は、測定結果が検出下限値 (ゲルマニウム半導体検出器による検出下限値) 未満であることを示す。</u>	審査会意見による
4) 表 6.17.1-13 (p823)	注釈 (追記)	<u>※測定時の検出下限値は 6.3～6.8 Bq/kg の範囲である。</u>	審査会意見による
	<u>※「不検出」は、検出限界未満であることを示す。</u>	<u>※「不検出」は、測定結果が検出下限値 (ゲルマニウム半導体検出器による検出下限値) 未満であることを示す。</u>	審査会意見による
6.17.4 評価 (1) 粉じんの発生に伴うもの (ア)① (p830)	2) 評価結果 <u>最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る粉じん等の発生による放射線の量への影響を低減するため、環境保全措置として、工事の平準化、散水等の実施を行うことにより、土砂の拡散・流出抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る放射線の量への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</u>	<u>最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る粉じん等の発生による放射線の量への影響は、対象事業実施区域及びその周辺における粉じんの分析結果で放射性セシウムが不検出であったことから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) による放射線の量への影響を低減するため、工事の平準化、散水等の実施を行うことにより、土砂の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</u>	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (18) 準備書の記載内容の修正概要 (18/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
(イ) ① (p830)	<p>2) 評価結果                      廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働)に係る粉じん等の発生による放射線の量への影響を低減するため、環境保全措置として、即日覆土の実施、散水等の実施、悪天候時の廃棄物搬入の規制等を行うことにより、廃棄物及びその周辺の土砂等の拡散・流出抑制を図ることから、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) に係る放射線の量への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) に係る粉じん等の発生による放射線の量への影響は、放射性セシウムを多量に含む廃棄物は取り扱わないこと、覆土に使用する土砂は放射性セシウムが含まれていないものを使用することなどから、小さいものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による放射線の量への影響を低減するため、即日覆土の実施、散水等の実施、悪天候時の廃棄物搬入の規制等を行うことにより、廃棄物及びその周辺の土砂等の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による
(2) 水の濁りの発生に伴うもの (ア) ① (p831)	<p>2) 評価結果                      最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働)に係る水の濁りによる放射線の量への影響を低減するため、環境保全措置として、必要に応じて仮設沈砂槽等の設置を行うことにより、土砂等の拡散・流出及び濁水発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る放射線の量 (放射能濃度) への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る水の濁りによる放射線の量への影響は、対象事業実施区域及びその周辺の池の水や土壌の分析結果で放射性セシウムが不検出であったこと、対象事業実施区域内の池の底質の放射性セシウムは 9.1Bq/kg と周辺の池や河川と同様に少なかったことから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) による放射線の量 (放射能濃度) への影響を低減するため、仮設沈砂槽等の設置を行うことにより、土砂等の拡散・流出及び濁水発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による
(イ) ① (p831)	<p>2) 評価結果                      廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働)に係る水の濁りによる放射線の量への影響を低減するため、環境保全措置として、散水等の実施、降雨時の仮堰堤の設置、浸出水と雨水の区分を行うことにより、廃棄物にふれた水や土砂の拡散・流出抑制を図ることから、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) に係る放射線の量 (放射能濃度) への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) に係る水の濁りによる放射線の量への影響は、放射性セシウムを多量に含む廃棄物は取り扱わないこと、覆土に使用する土砂は放射性セシウムが含まれていないものを使用することから、小さいものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働) による放射線の量 (放射能濃度) への影響を低減するため、散水等の実施、降雨時の仮堰堤の設置、浸出水と雨水の区分を行うことにより、廃棄物にふれた水や土砂の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による
(3) 建設工事に伴う副産物に係るもの (ア) ① (p832)	<p>2) 評価結果                      最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による放射線の量への影響を低減するため、環境保全措置として、散水等の実施、発生土の場内利用、タイヤ洗浄装置の設置を行うことにより、場内の土砂の流出抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) に係る放射線の量 (放射能濃度) への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) に係る建設副産物による放射線の量への影響は、対象事業実施区域内の土壌の分析結果で放射性セシウムが不検出であったことから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による放射線の量 (放射能濃度) への影響を低減するため、散水等の実施、発生土の場内利用、タイヤ洗浄装置の設置を行うことにより、場内の土砂の流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (19) 準備書の記載内容の修正概要 (19/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
第7章 事後調査計画 7.1.1 最終処分場の設置の工事 表7.1.1 (2) (p834) 表7.1.1 (3) (p835)	～場内においては低速走行 (20km/h) 以下～	～場内においては低速走行 (30km/h) 以下～	誤記
7.1.3 廃棄物の埋立 表7.1.3 (1) (p837) 表7.1.3 (2) (p838)	～廃棄物の運搬車両は 20km/h 以下～	～廃棄物の運搬車両は 30m/h 以下～	誤記
表7.1.3 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場 (p838)	休日に工事は行わないこと、静穏性が求められる施設は <u>工事用車両の運行ルートから距離があること及び施設関連車両の平準化等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に～</u>	休日に作業は行わないこと、静穏性が求められる施設は <u>廃棄物及び覆土材の運搬ルートから距離があること及び施設関連車両の平準化等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、廃棄物及び覆土材の運搬に～</u>	誤記
7.2 供用後のモニタリング調査 表7.2-1 (1), (2) (p839, 840)	注釈 ※3：～調査箇所は、 <u>協議会</u> や地区の～	※3：～調査箇所は、 <u>環境保全協議会</u> や地区の～。生活環境の保全や周辺の交通安全対策等に関する協議を目的とした環境保全協議会は、令和7年度当初に設置予定(令和6年10月現在、環境保全協議会の参加者は、大和町鶴巣地区区長会長、鳥屋区長、幕柳区長、大平上区長、大平中区長、大平下区長、大和町長、宮城県環境生活部長、公益財団法人宮城県環境事業公社 理事長を含む16名を想定)。	準備書以降、事業の進捗により具体になったことから
7.3 環境保全目標 (供用後：自主目標) (p841)	～配慮された施設計画となるよう、 <u>次期最終処分場</u> における～	～配慮された施設計画となるよう、 <u>新処分場</u> における～	大和町長意見による
第8章 環境影響の総合的な評価 (p843)	～理由から、黒川郡大和町の <u>採砂場跡地</u> を対象事業実施区域とした。	～理由から、黒川郡大和町の <u>採砂場</u> を対象事業実施区域とした。	事業の進捗により表現が合わなくなったことから
表8-1(8) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働(7) (p851)	環境保全措置として、排出ガス対策型機械の採用のほか、工事の平準化、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る大気質への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00009～0.00029ppm (寄与率=1.8～5.5%)、浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m <sup>3</sup> に対して寄与濃度 0.00001mg/m <sup>3</sup> 以下(寄与率=0.1%未満)、粉じん(降下ばいじん)で現況 0.3～5.6t/k m <sup>3</sup> /30日に対して発生量 0.018～0.131t/k m <sup>3</sup> /30日と予測された。本事業においては、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る大気質への影響を低減させるため、排出ガス対策型機械の採用のほか、工事の平準化、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (20) 準備書の記載内容の修正概要 (20/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (7) (p851)</p>	<p>環境保全措置として、工事の平準化、作業員への教育等のほか、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る大気質への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00008 ~ 0.00025ppm (寄与率 = 1.3 ~ 4.5%), 浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m<sup>3</sup> に対して寄与濃度 0.00000mg/m<sup>3</sup>未満(寄与率 = 0.1%未満)と予測された。本事業においては、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による大気質への影響を低減させるため、工事の平準化、車両の点検・整備等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働 (7) (pp851)</p>	<p>環境保全措置として、即日覆土の実施、散水の実施等のほか、排出ガス対策型機械の採用、作業員への教育等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図ることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る大気質への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00010ppm 以下(寄与率 = 2%以下), 浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m<sup>3</sup> に対して寄与濃度 0.00000mg/m<sup>3</sup>以下(寄与率 = 0.1%未満), 粉じんでは現況 0.3 ~ 5.6t/km<sup>2</sup>/30 日に対して発生量 0.0003 ~ 0.060t/km<sup>2</sup>/30 日と予測された。本事業においては、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る大気質への影響を低減させるため、即日覆土の実施、散水の実施等のほか、排出ガス対策型機械の採用、作業員への教育等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>表 8-1(9) 評価の概要 【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 (7) (p852)</p>	<p>環境保全措置として、搬入出時間の調整等、車両の点検・整備等のほか、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図ることから、廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)に係る大気質への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)による大気質への影響は、二酸化窒素でバックグラウンド濃度 0.005ppm に対して寄与濃度 0.00007 ~ 0.00019ppm (寄与率 = 1.1 ~ 3.4%), 浮遊粒子状物質でバックグラウンド濃度 0.014mg/m<sup>3</sup> に対して寄与濃度 0.00000mg/m<sup>3</sup>未満(寄与率 = 0.1%未満)と予測された。本事業においては、廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)に係る大気質への影響を低減させるため、搬入出時間の調整等、車両の点検・整備等のほか、散水の実施等を行うことにより、排出ガスの抑制及び粉じんの発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (21) 準備書の記載内容の修正概要 (21/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
表 8-2(1) (1) 表 (p853)	環境基準 昼間 <u>60dB</u> 夜間 <u>50dB</u>	昼間 <u>55dB</u> 夜間 <u>45dB</u>	知事意見による
	注釈 ※2: ~周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。	※2: ~保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。	知事意見による
(2) 表 (p853)	注釈 ※2: ~地域であるが、 <u>周辺状況から相当数の住居と併せて~</u>	※2: ~地域であるが、 <u>沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、</u> 相当数の住居と併せて~	知事意見による
	※3: ~地域であるが、 <u>周辺状況から相当数の住居と併せて~</u>	※3: ~地域であるが、 <u>沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、</u> 相当数の住居と併せて~	知事意見による
表 8-2(3) ② 表 (p855)	環境基準 <u>60dB</u>	<u>55dB</u>	知事意見による
	注釈 ※2: ~周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。	※2: ~保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。	知事意見による
表 8-2(4) 表 (p856)	注釈 ※5: ~地域であるが、 <u>周辺状況から相当数の住居と併せて~</u>	※5: ~地域であるが、 <u>沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、</u> 相当数の住居と併せて~	知事意見による
	※6: ~地域であるが、 <u>周辺状況から相当数の住居と併せて~</u>	※6: ~地域であるが、 <u>沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、</u> 相当数の住居と併せて~	知事意見による
表 8-2(5) ① 表 (p857)	基準値 <u>60dB</u> (注釈※3に係る部分のみ)	<u>55dB</u> (注釈※3に係る部分のみ)	知事意見による
	注釈 ※4: ~地域であるが、 <u>周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。</u>	※4: ~地域であるが、 <u>保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。</u>	知事意見による
② 表 (p857)	基準値 <u>50dB</u>	<u>45dB</u>	知事意見による
	注釈 ※2: ~周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。	※2: ~保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (22) 準備書の記載内容の修正概要 (22/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>表 8-2 (6) ③ 表 (p858)</p>	<p>環境基準 昼間 <u>60dB</u> 夜間 <u>50dB</u></p> <p>注釈 ※2: ~周辺状況から相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域と見なし、参考としてC類型を当てはめた。</p>	<p>昼間 <u>55dB</u> 夜間 <u>45dB</u></p> <p>※2: ~保全対象である近傍の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、参考としてA類型を当てはめた。</p>	<p>知事意見による</p> <p>知事意見による</p>
<p>表 8-2 (7) (p859)</p>	<p>注釈 ※4, ※5: ~地域であるが、周辺状況から相当数の住居と併せて～</p>	<p>※4, ※5: ~地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、相当数の住居と併せて～</p>	<p>知事意見による</p>
<p>表 8-2 (9) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働 (7) (p861)</p>	<p>環境保全措置として、低騒音型建設機械の採用のほか、工事の平準化、改変部の最小化等を行うことにより、騒音の抑制及び影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る騒音への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 43.6dB に対し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音は 43.8～47.3dB であり、工事中等価騒音レベルは 47～49dB になるものと予測された。本事業においては、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る騒音への影響を低減させるため、低騒音型建設機械の採用のほか、工事の平準化、改変部の最小化等を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (7) (p861)</p>	<p>環境保全措置として、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育等を行うことにより、騒音の抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る騒音への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 62.4～73.4dB に対し、工所用車両の走行に伴う騒音レベルの増分は 0.1dB 未満～2.6dB であり、工事中等価騒音レベルは 65.0～73.5dB と予測された。本事業においては、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る騒音への影響を低減させるため、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育、町道沿線の住宅への対策工事を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (23) 準備書の記載内容の修正概要 (23/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働 (水処理施設の稼働を含む) (7) (p861)</p> <p>表 8-2(10) 評価の概要</p>	<p>環境保全措置として、低騒音型建設機械の採用、稼働時間の短縮等のほか、作業員への教育を行うことにより、騒音の抑制及び影響の低減を図ることから、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働：水処理施設の稼働を含む) に係る騒音への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働：水処理施設の稼働を含む) による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル昼間 44dB (夜間 40dB) に対し、廃棄物の埋立てに伴い発生する騒音は昼間 31.5～35.0dB (夜間 22.7～25.6dB) であり、供用後の等価騒音レベルは昼間 44.2～44.5dB (夜間 40.1dB) と予測された。本事業においては、廃棄物の埋立て (埋立・覆土用機械の稼働：水処理施設の稼働を含む) に係る騒音への影響を低減させるため、低騒音型建設機械の採用、稼働時間の短縮等のほか、作業員への教育を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 (7) (p862)</p> <p>表 8-3(2) 予測結果の概要</p>	<p>環境保全措置として、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備を行うことにより、騒音の抑制を図ることから、廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) に係る騒音への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による騒音への影響は、現況の等価騒音レベル 62.4～73.4dB に対し、廃棄物等の運搬車両の運行に伴う騒音レベルの増分は 0.1dB 未満～2.1dB であり、供用後の等価騒音レベルは 64.5～73.5dB と予測された。本事業においては、廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) に係る騒音への影響を低減させるため、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備、町道沿線の住宅への対策工事を行うことにより、騒音の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>表 8-3(4) 予測結果の概要</p> <p>表 振動の予測結果 (p864)</p>	<p>注釈 ※3：～地域であるが、周辺状況から住居の用に併せて～</p>	<p>※3：～地域であるが、沿道には相当数の店舗、事業所及び工場等が隣接していること、一部に集落や民家が存在することから、住居の用に併せて～</p>	<p>知事意見による</p>
<p>表 8-3(5) 評価の概要</p> <p>【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働 (7) (p867)</p>	<p>環境保全措置として、低振動型の建設機械の採用のほか、工事の平準化、作業員への教育等を行うことにより、振動の抑制及び影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>※3：～地域であるが、保全対象である近隣の民家や集落が谷戸や平地に点在する状況から、もっぱら住居の用に供される地域と見なし、～</p> <p>最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) による振動への影響は、最寄りの民家及び集落に伝搬する過程で十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事 (建設機械の稼働) に係る振動への影響を低減させるため、低振動型の建設機械の採用のほか、工事の平準化、作業員への教育等を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。



表 10-1 (24) 準備書の記載内容の修正概要 (24/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (7) (p867)	環境保全措置として、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による振動への影響は、現況の振動レベル 43.3~56.6dB に対し、工所用車両の走行に伴う振動レベルの増分は 0.1 未満~3.3dB であり、工事中の振動レベルは 46.6~56.6dB と予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る振動への影響を低減するため、工事の平準化、車両の点検・整備、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働 (7) (p867)	環境保全措置として、稼働時間の短縮、機械の点検・整備のほか、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制及び影響の低減を図ることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による振動への影響は、最寄りの民家及び集落に伝搬する過程で十分減衰し、本事業による影響が極めて小さいと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る振動への影響を低減するため、稼働時間の短縮、機械の点検・整備のほか、作業員への教育を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 (7) (p867)	環境保全措置として、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備を行うことにより、振動の抑制を図ることから、廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬)に用いる車両の運行に係る振動への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行)による振動への影響は、現況の振動レベル 43.3~56.6dB に対し、廃棄物等の運搬車両の運行に伴う振動レベルの増分は 0.1~3.5dB であり、供用後の振動レベルは 46.8~56.7dB と予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(廃棄物及び覆土材の運搬)に用いる車両の運行に係る振動への影響を低減するため、搬入出時間の調整等、運転マナーの遵守、車両の点検・整備を行うことにより、振動の抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
表 8-4 環境保全措置 (p868)	・各埋立ブロックに浸出水集排水管及びガス抜き管を設置する。	(削除)	内部協議の結果
評価の概要 (7) (p868)	環境保全措置として、廃棄物の受入制限、即日覆土の実施、ガス抜き管の設置のほか、覆土後の転圧実施等により、悪臭の発生抑制が図られていることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る悪臭の影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。	廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による悪臭の影響は、現況の臭気指数 10 未満~12 に対し、現処分場における敷地境界での現地調査結果が臭気指数 10 未満となっており、埋立面積や埋立容量が現処分場より小さい本事業における悪臭の発生は、現処分場と同程度か少ないものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る悪臭の影響を低減するため、廃棄物の受入制限、即日覆土の実施、覆土後の転圧実施等を行うことにより、悪臭の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (25) 準備書の記載内容の修正概要 (25/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>表 8-5 (2) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響 (7) (p870)</p>	<p>環境保全措置として、仮設沈殿槽の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(水の濁り)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による水質(水の濁り)への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて大半が裸地部となっていることや土地の改変量を最小限とする計画としていることから、現況から大きく変化しないものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(水の濁り)への影響を低減させるため、仮設沈殿槽の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働 (7) (p870)</p>	<p>環境保全措置として、雨水集排水施設の設置、仮堰堤の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図ることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る水質(水の濁り)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による水質(水の濁り)への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて日常的に重機が稼働しており、埋立・覆土用機械の稼働台数等と大きく変わらないことから、現況から大きく変化しないものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る水質(水の濁り)への影響を低減するため、雨水集排水施設の設置、仮堰堤の設置を行うことにより、濁水の発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>表 8-6 (1) (p871)</p>	<p>4 浮遊粒子状物質(SS)</p>	<p>4 浮遊物質<sub>量</sub>(SS)</p>	<p>誤植</p>
<p>表 8-6 (4) (4) ① (p874)</p>	<p>注釈 ～76%を占め、焼却由来のダイオキシンを示す同族体・異性体※4の分布となっていないことから、農薬由来のダイオキシンであると判断した。</p>	<p>～76%を占めている。廃棄物の焼却由来であれば、色々な物質が満遍なく検出されるが、農薬由来であれば特定の物質が多く検出される傾向となっており、今回の検査結果でも、農薬由来に特徴的な物質が多く検出された。<sup>※4</sup>過去に使用されたと推察される農薬(除草剤)の一種であるCNP(クロロニトロフェン)、PCP(ペンタクロロフェノール)に含まれていた不純物に由来すると推測した。</p>	<p>審査会への説明資料による</p>
<p>表 8-6 (5) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響 (7) (p875)</p>	<p>環境保全措置として、仮設沈砂槽の設置を行うことにより、有害物質の流出抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(有害物質)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による水質(有害物質)への影響は、現況で土砂採取場として利用されていて大半が裸地部となっていることや土地の改変量を最小限とする計画としていることから、現況から大きく変化しないものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る水質(有害物質)への影響を低減するため、仮設沈砂槽の設置を行うことにより、有害物質の流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (26) 準備書の記載内容の修正概要 (26/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>表 8-7 (3) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響 (7) (p878)</p>	<p>環境保全措置として、工事中の揚水・排水の抑制を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮することから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る地下水の水位及び流れへの影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による地下水の水位及び流れへの影響は、地下水水位が工事による最深掘削深度より低い位置に存在していることから、工事の実施が地下水の低下や地下水の流れの疎外となることは無いものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、工事中の揚水・排水の抑制等を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮するといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>【最終処分場の存在】 (7) (p878)</p>	<p>環境保全措置として、地下への雨水供給の実施を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮することから、最終処分場の存在に係る地下水の水位及び流れへの影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の存在による地下水の水位及び流れへの影響は、埋立地や施設設置部分からの地下水涵養量は減少するものの、周辺部の樹林等は変換しないこと、調査結果から区域内の地下水水位と降水量の相関が見られなかったことから、地下水涵養量の減少による地下水水位の変動は小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の存在に係る地下水の水位及び流れへの影響を低減するため、地下への雨水供給の実施を行うことにより、地下水の水位及び流れへの影響に配慮するといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>表 8-8 評価の概要 【最終処分場の存在】 (7) (p879)</p>	<p>環境保全措置として、変更量の最小化、洗堀防止対策を行うことにより、地盤の安定性の確保を図ることから、最終処分場の存在に係る地盤の安定性への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の存在による地盤の安定性への影響は、調査結果から対象事業実施区域は安定した地質構造をもつと判断されること、現在土砂採取場として利用されている現況地形を活かし、土地の改変量を最小限とする計画としていること等から、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の存在に係る地盤の安定性への影響を低減するため、改変量の最小化、洗堀防止対策を行うことにより、地盤の安定性の確保を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>表 8-9 (2) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響 (7) (p881)</p>	<p>環境保全措置として、散水の実施、既設沈砂池等の活用等を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図ることから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る土壌汚染の影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による土壌汚染の影響は、対象事業実施区域内における土壌の分析結果が全て環境基準を満足していたことから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る土壌汚染の影響を低減するため、散水の実施、既設沈砂池等の活用等を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (27) 準備書の記載内容の修正概要 (27/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>【廃棄物の埋立て】(埋立・覆土用機械の稼働) (7) (p881)</p> <p>表 8-10 (10) 評価の概要</p>	<p>環境保全措置として、覆土材の管理、即日覆土の実施、悪天候時の搬入規制を行うことにより、汚染土壌の拡散・流出防止を図ることから、<u>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による土壌汚染の影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</u></p>	<p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による土壌汚染の影響は、覆土に汚染土壌を使用しないことから、小さいものと予測された。 本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による土壌汚染の影響を低減するため、覆土材の管理、即日覆土の実施、悪天候時の搬入規制を行うことにより、<u>汚染土壌の拡散・流出防止を図るといった環境保全措置を行う。</u></p>	知事意見による
<p>【最終処分場の設置の工事】 (7) (p891)</p>	<p>環境保全措置として、低騒音型機械の採用、濁水の流出対策等を行うことにより、動物への影響の低減を図ることから、<u>最終処分場の設置の工事に係る動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されていると評価する。</u></p>	<p>最終処分場の設置の工事による動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないこと、水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることなどから、小さいものと予測された。本事業では、<u>最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、低騒音型機械の採用、濁水の流出対策等を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	知事意見による
<p>【最終処分場の存在】 (7) (p891)</p>	<p>環境保全措置として、侵入防止柵の設置、鳥類の衝突の防止対策等を行うことにより、動物への影響の低減を図ることから、<u>最終処分場の存在に係る動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られていると評価する。</u></p>	<p>最終処分場の存在による動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないこと、水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、施設の夜間照明を必要最低限とすることなどから、小さいものと予測された。本事業では、<u>最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、侵入防止柵の設置、鳥類の衝突の防止対策等を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	知事意見による
<p>【廃棄物の埋立て】 (7) (p891)</p>	<p>環境保全措置として、廃棄物の即日覆土の実施や侵入防止柵の設置、<u>低騒音型建設機械の採用等を行うことにより、動物への影響の低減を図ることから、廃棄物の埋立てに係る動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られていると評価する。</u></p>	<p>廃棄物の埋立てによる動物への影響は、動物の主な生息環境である樹林や調整池・ため池は改変しないことや水田などの農耕地や河川等は対象事業実施区域内に存在しないこと、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることなどから、小さいものと予測された。本事業では、<u>最終処分場の設置の工事による動物への影響を低減するため、廃棄物の即日覆土の実施や侵入防止柵の設置、低騒音型建設機械の採用等を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	知事意見による
<p>表 8-11 (3) 予測結果の概要 (p895)</p>	<p>注釈 *亀山 章：道路建設による周辺植生への影響－総説－、応用植物社会学研究, 5号, 75-90, 1976</p>	(削除)	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (28) 準備書の記載内容の修正概要 (28/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>表 8-11 (4) 予測結果の概要 【最終処分場の存在】 (p895)</p>	<p>イトモ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられる。道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされており(亀山, 1976*), 変更区域から 30m 以内の地点に生育する個体が確認されているが, 直近の変更区域は, 現況地形を改変するものではなく, 建物が立地するものでもないことから, 本種の生育環境への影響は小さいものと予測する。</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられる。本種の確認地点である 3 箇所(の池のうち, 対象事業実施区域内 2 箇所の沈砂池は, 近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく, 樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから, 日照条件が変化することはない。変更区域の土地利用変化はあるが, 沈砂池に流入する水量についてはほとんど変化しないことから, 水分条件の変化もなく, 本種への生育環境への影響は少ないと予測する。</p>	<p>知事意見による</p>
	<p>ジョウロウスゲ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされている(亀山, 1976*)ことや, 本種の確認地点である湿地は, 変更区域が集水域外であることから, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 本種の確認地点であるため池周辺の湿地は, 近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく, 樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから, 日照条件が変化することはない。また, 変更区域が湿地の集水域外であり, 対象事業実施区域からの排水が流入することはないことから, 水分条件の変化もなく, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>	<p>知事意見による</p>
	<p>ヒメコスカグサ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされている(亀山, 1976*)ことや, 本種の確認地点である湿地は, 変更区域が集水域外であることから, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 本種の確認地点であるため池周辺の湿地は, 近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく, 樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから, 日照条件が変化することはない。また, 変更区域が湿地の集水域外であり, 対象事業実施区域からの排水が流入することはないことから, 水分条件の変化もなく, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</p>	<p>知事意見による</p>
	<p>タコノアシ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされていることから(亀山, 1976*), 事業の実施による日照条件や水分条件の変化はないと考えられる。よって, 事業の実施が本種に与える影響はないものと予測する。</p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが, 本種の確認地点であるため池周辺の湿地は, 近傍の変更区域で地形改変を行うものでなく, 樹木伐採や建物等の構造物の計画もないことから, 日照条件が変化することはない。また, 対象事業実施区域外 2 箇所の湿地は, 変更区域が湿地の集水域外であり, 対象事業実施区域からの排水が流入することはないことから, 水分条件の変化もなく, 本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。対象事業実施区域内 1 箇所の湿地は, 変更区域から流入する水量が変化する可能性があるが, 地形改変量は小さく, 舗装も一部であることから, 水分条件の変化は小さく, 本種の生育環境に与える影響は小さいものと予測する。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (29) 準備書の記載内容の修正概要 (29/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>表 8-11 (5) 評価の概要 【最終処分場の設置の 工事】 (7) (p896)</p>	<p>キキョウ 最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、道路建設による植生への影響圏が一般的に 10~30m とされている(亀山, 1976*)ことや、本種の確認地点は、<u>変更区域より標高の高い尾根上であることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</u></p>	<p>最終処分場の存在による生育地の日照条件や水分条件の変化が考えられるが、<u>本種の確認地点のうち 2 箇所は、変更区域より標高の高い尾根上であること、1 箇所は変更区域から十分離れていることから、本種の生育環境に与える影響はないものと予測する。</u></p>	<p>知事意見による</p>
<p>【最終処分場の設置の 工事】 (7) (p896)</p>	<p>環境保全措置として、<u>仮置き土砂のシート等による被覆、既存の沈砂池の活用等を行うことにより、植物への影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る植物への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。</u></p>	<p>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による植物への影響は、<u>重要種の確認地点が全て変更区域外であること、現在も土砂採取場の作業として建設機械が稼働していることや沈砂池等をそのまま利用する計画としていることなどから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による植物への影響を低減するため、仮置き土砂のシート等による被覆、既存の沈砂池の活用等を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	<p>知事意見による</p>
<p>【最終処分場の存在】 (7) (p896)</p>	<p>環境保全措置として、<u>変更量の最小化を行うことにより、植物への影響の低減を図ることから、最終処分場の存在に係る植物への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減されていると評価する。</u></p>	<p>最終処分場の存在による植物への影響は、<u>生育地が変更区域や建物から十分離れていることや樹林を伐採しないことなどから、日照条件の変化はないものと予測された。また、生育地が変更区域の集水域外に位置していることや既存の沈砂池により濁水の直接的な影響がないことなどから、水分条件の変化は小さいまたはないものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による植物への影響を低減するため、変更量の最小化を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	<p>知事意見による</p>
<p>表 8. -12 (3) 予測結果の概要 (p899) 環境保全措置 (p899)</p>	<p>～鳥類が回避しやすい <u>20km/h</u>～ ～運搬車両は <u>20km/h</u>～</p>	<p>～鳥類が回避しやすい <u>30km/h</u>～ ～運搬車両は <u>30km/h</u>～</p>	<p>誤記 誤記</p>
<p>表 8-12 (4) 評価の概要 【最終処分場の設置の 工事】 (7) (p900)</p>	<p>環境保全措置として、<u>低騒音型の建設機械の採用、車両運転者への指導等を行うことにより生態系への影響の低減を図ることから、最終処分場の設置の工事に係る生態系への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。</u></p>	<p>最終処分場の設置の工事による生態系への影響は、<u>上位性(オオタカ)については、営巣中心域を改変しないこと及び高度利用域の土地利用についてもほとんど改変しないこと、工事箇所は営巣場所から直接視認できないこと、典型性(草党性鳥類:ホオジロ)については、対象事業実施区域内の草地・低木林の 36.7%を改変するものの同様の環境が周辺に広く存在することなどから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事による生態系への影響を低減するため、低騒音型の建設機械の採用、車両運転者への指導等を行うといった環境保全措置を行う。</u></p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (30) 準備書の記載内容の修正概要 (30/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>【廃棄物の埋立て】 (7) (p900)</p> <p>表 8-13 (1) 調査結果の概要 (p901)</p> <p>表 8-13 (1) 予測結果の概要 (p901)</p> <p>表 8-13 (2) 評価の概要 【最終処分場の存在】 (7) (p902)</p>	<p>環境保全措置として、車両運転手への指導、関係者への立ち入り制限、屋外のゴミ置き場の管理徹底等を行うことにより生態系への影響の低減を図ることから、廃棄物の埋立てに係る生態系への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>注釈 (追記)</p> <p>注釈 ※1: St2 は、令和 5 年 6 月にて閉鎖された。</p> <p>(追記)</p>	<p>廃棄物の埋立てによる生態系への影響は、上位性(オオタカ)については、営巣場所から埋立箇所は直接視認できないこと、典型性(草地性鳥類:ホオジロ)については、埋立て運搬作業時の各種の配慮を行うことから、小さいものと予測された。本事業においては、廃棄物の埋立てによる生態系への影響を低減させるため、廃棄物運搬車両等の運転手への教育、廃棄物等の管理徹底等を行うといった環境保全措置を行う。</p> <p>※2: St4 は、令和 6 年 10 月から休業となった。</p> <p>※1: St2 は、令和 5 年 6 月にて閉鎖されたが、令和 6 年 10 月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。</p> <p>※2: St4 は、令和 6 年 10 月から休業となったが、令和 6 年 10 月の段階で施設は現存していることから、今後再開することを想定し予測は実施した。</p> <p>最終処分場の存在による景観への影響は、眺望点から対象事業実施区域を視認できないことから、眺望景観の変化が生じないと予測された。本事業においては、眺望の変化が生じないことから影響は回避されていると評価されるが、最終処分場の存在による景観への影響をより低減するため、周辺樹林の残置、構造物の形状等の配慮を行うことにより、対象事業実施区域の施設等の視認性に配慮するといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p> <p>審査会意見による</p> <p>審査会意見による</p> <p>準備書以降に施設が休業となったことから</p> <p>知事意見による</p>
<p>表 8-14 (1) 調査結果の概要 (p903)</p> <p>表 8-14 (2) 予測結果の概要 【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (p904)</p> <p>表 8-14 (3) 【廃棄物の埋立て】 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 表 (p905)</p>	<p>注釈 (追記)</p> <p>St1 ～運搬経路である町道小鶴沢線沿いに立地しているが、特に静穏性が必要な～</p> <p>St2 ～運搬経路である町道小鶴沢線沿いに立地しているが、特に静穏性が必要な～</p>	<p>※2: St4 は、令和 6 年 10 月から休業となった。</p> <p>～運行経路である県道利府松山線から約 0.95km 離れた町道小鶴沢線沿いに立地している。利用者のほとんどは車両で来園すること、道路には歩道が整備されていることなどから利用者の来園経路に対する影響はない。</p> <p>～運行経路である県道利府松山線から約 0.7km 離れた町道小鶴沢線沿いに立地している。利用者のほとんどは～</p>	<p>審査会意見による</p> <p>誤記</p> <p>誤記</p>

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (31) 準備書の記載内容の修正概要 (31/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>表 8-14 (4) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 (p906)</p> <p>【廃棄物の埋立て】廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 (p906)</p> <p>表 8-15 (2) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響 (7) (p908)</p>	<p>注釈 ※1: St2 は, 令和 5 年 6 月にて閉鎖された。</p> <p>(追記)</p> <p>環境保全措置として, 作業員への教育, 工事の平準化, 車両の点検・整備を行うことにより, 周辺交通への影響低減を図ることから, 最終処分場の設置の工事に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響は, 実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p> <p>環境保全措置として, 廃棄物運搬車両等の運転手への教育, 搬入時間の平準化を行うことにより, 周辺交通への影響低減を図ることから, 廃棄物の埋立てに係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響は, 実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p> <p>廃棄物の発生抑制及び再資源化, 環境負荷の低減に資する資材の利用を図ることから, 最終処分場の設置の工事に係る廃棄物等の影響は, 実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>※1: St2 は, 令和 5 年 6 月にて閉鎖されたが, 令和 6 年 10 月の段階で施設は現存していることから, 今後再開することを想定し予測は実施した。</p> <p>※2: St4 は, 令和 6 年 10 月から休業となったが, 令和 6 年 10 月の段階で施設は現存していることから, 今後再開することを想定し予測は実施した。</p> <p>最終処分場の設置の工事 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は, 主要な運搬経路から離隔があること, 歩道が整備されていることなどから, 小さいものと予測された。本事業では, 最終処分場の設置の工事 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため, 作業員への教育, 工事の平準化等を行うことにより, 周辺交通への影響低減を図るといった環境保全措置を行う。</p> <p>廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は, 主要な運搬経路から離隔があること, 歩道が整備されていることなどから, 小さいものと予測された。本事業では, 廃棄物の埋立て (廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行) による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため, 廃棄物運搬車両等の運転手への教育, 搬入時間の平準化を行うことにより, 周辺交通への影響低減を図るといった環境保全措置を行う。</p> <p>最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による建設発生土の発生量は 384,205<sup>m</sup>3 であり, そのうち造成工事で 75,961<sup>m</sup>3, 供用開始後の覆土材として 158,084<sup>m</sup>3 を活用する予定である。また, 産業廃棄物の発生量は約 1,085t であり, アスファルトコンクリートが約 622t を占めるものと予測された。本事業では, 最終処分場の設置の工事 (造成等の工事による一時的な影響) による廃棄物等の影響を低減するため, 掘削範囲の最小化, 建設発生土の場内利用等を行うことにより, 廃棄物の発生抑制及び再資源化, 環境負荷の低減に資する資材の利用を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>審査会意見による</p> <p>準備書以降に施設が休業となったことから</p> <p>知事意見による</p> <p>知事意見による</p> <p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。



表 10-1 (32) 準備書の記載内容の修正概要 (32/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
表 8-16 (2) 評価の概要 【最終処分場の設置の 工事】建設機械及び資 材の運搬に用いる車両 の運行 (7) (p910)	環境保全措置として、掘削範囲の 最小化、建設発生土の場内利用等を行 うことにより、廃棄物の発生抑制 及び再資源化、環境負荷の低減に資 する資材の利用を図ることから、最 終処分場の設置の工事に係る廃棄 物等の影響は、実行可能な範囲で回 避・低減されているものと評価す る。	最終処分場の設置の工事（建設機 械の稼働、資材及び機械の運搬に用 いる車両の運行）による二酸化炭素 排出量は、約 4,053tCO <sub>2</sub> と予測され た。本事業では、最終処分場の設置 の工事（建設機械の稼働、資材及び 機械の運搬に用いる車両の運行）に よる温室効果ガスの影響を低減す るため、排出ガス対策型建設機械の 使用、省エネルギー運転の実施、機 械・車両の点検整備の励行等を行う ことにより、温室効果ガスの発生抑 制を図るといった環境保全措置を行 う。	知事意見による
【廃棄物の埋立て】廃 棄物及び覆土材の運搬 に用いる車両の運行 (7) (p910)	環境保全措置として、排出ガス対 策型建設機械の使用、省エネルギー 運転の実施、機械・車両の点検整備 の励行等を行うことにより、温室効 果ガスの発生抑制を図ることから、 最終処分場の設置の工事（建設機械 の稼働、資材及び機械の運搬に用い る車両の運行）に係る温室効果ガス の影響は、実行可能な範囲で回避・ 低減されているものと評価する。	廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機 械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬 に用いる車両の運行）による年間の 二酸化炭素排出量は、約 123tCO <sub>2</sub> と 予測された。本事業では、廃棄物の 埋立て（埋立・覆土用機械の稼働、 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる 車両の運行）による温室効果ガスの 影響を低減するため、排出ガス対策 型建設機械の使用、省エネルギー運 転の実施、機械・車両の点検整備の 励行等を行うことにより、温室効果 ガスの発生抑制を図るといった環 境保全措置を行う。	知事意見による
【廃棄物の埋立て】水 処理施設の稼働 (7) (p910)	環境保全措置として、排出ガス対 策型建設機械の使用、省エネルギー 運転の実施、機械・車両の点検整備 の励行等を行うことにより、温室効 果ガスの発生抑制を図ることから、 廃棄物の埋立て（埋立・覆土用機械 の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に 用いる車両の運行）に係る温室効果 ガスの影響は、実行可能な範囲で回 避・低減されているものと評価す る。	廃棄物の埋立て（水処理施設の稼 働）による年間のメタン排出量は、 約 0.118CH <sub>4</sub> と予測された。本事業で は、廃棄物の埋立て（水処理施設の 稼働）による温室効果ガスの影響を 低減するため、設備機器の清掃点検 の徹底、ガス抜き管設置によるメタ ン発酵抑制等を行うことにより、温 室効果ガスの発生抑制を図るとい った環境保全措置を行う。	知事意見による
【その他】 (7) (p910)	環境保全措置として、アイドリン グストップの励行、車両や機器の点 検清掃の徹底、省エネスタイルでの 勤務や冷暖房エネルギーの削減等 を行うことにより、温室効果ガスの 発生抑制を図ることから、施設運営 に係る温室効果ガスの影響は、実行 可能な範囲で回避・低減されている ものと評価する。	施設運営（従業員の通勤車両等） による二酸化炭素排出量は、約 14tCO <sub>2</sub> と予測された。本事業では、 施設運営による温室効果ガスの影 響を低減するため、アイドリングス トップの励行、車両や機器の点検・ 整備、省エネの励行を行うことによ り、温室効果ガスの発生抑制を図 るといった環境保全措置を行う。	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (33) 準備書の記載内容の修正概要 (33/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
表 8-17 (1) 調査結果の概要 (1) ①表 (p911)	注釈 (追記)	※測定時の検出下限値は 0.01 $\mu$ Sv/h である。	審査会意見による
	(追記)	※測定時の検出下限値は 0.52～1.1Bq/kg の範囲である。	審査会意見による
②表 (p911)	注釈 (追記)	※測定時の検出下限値は 0.38～0.71Bq/kg の範囲である。	審査会意見による
	(追記)	※測定時の検出下限値は 4.1～5.7 Bq/kg の範囲である。	審査会意見による
表 8-17 (1) (p911)	注釈 (追記)	※:「不検出」は、測定結果が検出下限値(ゲルマニウム半導体検出器による検出下限値)未満であることを示す。	審査会意見による
	注釈 (追記)	※測定時の検出下限値は 6.3～6.8 Bq/kg の範囲である。	審査会意見による
表 8-17 (2) 調査結果の概要 ③表 (p912)	注釈 (追記)	※:「不検出」は、測定結果が検出下限値(ゲルマニウム半導体検出器による検出下限値)未満であることを示す。	審査会意見による
	注釈 (追記)		
表 8-17 (4) 評価の概要 【最終処分場の設置の工事】建設機械の稼働(7) 【粉じんの発生に伴うもの】 (p914)	環境保全措置として、工事の平準化、散水等の実施を行うことにより、土砂の拡散・流出抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る放射線の量への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る粉じん等の発生による放射線の量への影響は、対象事業実施区域及びその周辺における粉じんの分析結果で放射性セシウムが不検出であったことから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)による放射線の量への影響を低減するため、工事の平準化、散水等の実施を行うことにより、土砂の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による
	環境保全措置として、必要に応じて仮設沈砂槽等の設置を行うことにより、土砂等の拡散・流出及び濁水発生抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る放射線の量(放射能濃度)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。	最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)に係る水の濁りによる放射線の量への影響は、対象事業実施区域及びその周辺の池の水や土壌の分析結果で放射性セシウムが不検出であったこと、対象事業実施区域内の池の底質の放射性セシウムは 9.1Bq/kg と周辺の池や河川と同様に少なかったことから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(建設機械の稼働)による放射線の量(放射能濃度)への影響を低減するため、仮設沈砂槽等の設置を行うことにより、土砂等の拡散・流出及び濁水発生抑制を図るといった環境保全措置を行う。	知事意見による

※下線部は修正箇所を示す。

表 10-1 (34) 準備書の記載内容の修正概要 (34/34)

項目	修正前 (準備書)	修正後 (評価書)	修正理由
<p>【最終処分場の設置の工事】造成等の工事による一時的な影響 (ア) (p914) 【建設工事に伴う副産物に伴うもの】</p>	<p>環境保全措置として、散水等の実施、発生土の場内利用、タイヤ洗浄装置の設置を行うことにより、場内の土砂の流出抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る放射線の量(放射能濃度)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)に係る建設副産物による放射線の量への影響は、対象事業実施区域内の土壌の分析結果で放射性セシウムが不検出であったことから、小さいものと予測された。本事業では、最終処分場の設置の工事(造成等の工事による一時的な影響)による放射線の量(放射能濃度)への影響を低減するため、散水等の実施、発生土の場内利用、タイヤ洗浄装置の設置を行うことにより、場内の土砂の流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>【廃棄物の埋立て】埋立・覆土用機械の稼働 (ア) 【粉じんの発生に伴うもの】 (p914)</p>	<p>環境保全措置として、即日覆土の実施、散水等の実施、悪天候時の廃棄物搬入の規制等を行うことにより、廃棄物及びその周辺の土砂等の拡散・流出抑制を図ることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る放射線の量への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る粉じん等の発生による放射線の量への影響は、放射性セシウムを多量に含む廃棄物は取り扱わないこと、覆土に使用する土砂は放射性セシウムが含まれていないものを使用することなどから、小さいものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による放射線の量への影響を低減するため、即日覆土の実施、散水等の実施、悪天候時の廃棄物搬入の規制等を行うことにより、廃棄物及びその周辺の土砂等の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>
<p>【水の濁りの発生に伴うもの】 (p914)</p>	<p>環境保全措置として、散水等の実施、降雨時の仮堰堤の設置、浸出水と雨水の区分を行うことにより、廃棄物にふれた水や土砂の拡散・流出抑制を図ることから、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る放射線の量(放射能濃度)への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。</p>	<p>廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)に係る水の濁りによる放射線の量への影響は、放射性セシウムを多量に含む廃棄物は取り扱わないこと、覆土に使用する土砂は放射性セシウムが含まれていないものを使用することから、小さいものと予測された。本事業では、廃棄物の埋立て(埋立・覆土用機械の稼働)による放射線の量(放射能濃度)への影響を低減するため、散水等の実施、降雨時の仮堰堤の設置、浸出水と雨水の区分を行うことにより、廃棄物にふれた水や土砂の拡散・流出抑制を図るといった環境保全措置を行う。</p>	<p>知事意見による</p>

※下線部は修正箇所を示す。